

厚総第 1056号
平成20年9月1日

各病院管理者 殿

茨城県保健福祉部長

抗がん剤の安全使用体制の確立について

本県の保健医療福祉行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、既に、新聞等の報道により周知のことと存じますが、最近、県内の医療機関において、抗がん剤の過剰投与による重篤な副作用から患者が緊急入院したとの発表が行われました。

抗がん剤については、誤使用による健康被害が重大であり、徹底した安全対策を講じる必要があることから、抗がん剤を処方する場合の手順を明確にして処方ミスを防ぐ方策を講じるため、レジメンによる処方を活用するなど、薬歴管理の徹底、調剤・投薬時のダブルチェックなど二重、三重の対策を講じるよう特段のご配慮願います。

なお、事故防止対策の実施にあたっては、次の各通知についても参考とされるようご配慮願います。

- 1 【平成19年3月30日付】「医薬品の安全使用のための業務手順書」作成マニュアルについて（医政総発第0330001号、薬食総第0330001号、厚生労働省医政局総務課長、厚生労働省医薬食品局総務課長通知）
- 2 【平成16年6月2日付】医療機関における医療事故防止対策の強化・徹底について（医政発第0602012号、薬食第0602007号、厚生労働省医政局長、厚生労働省医薬食品局長通知）
- 3 【平成15年11月27日付】医療機関における医療事故防止の強化について（医政発第1127004号、薬食第1127001号、厚生労働省医政局長、厚生労働省医薬食品局長通知）

※ 通知については、厚生労働省のサイト

<<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/hourei/>>に掲示されておりますのでご覧ください。